



家族が輝き、夢を育む暮らしへ  
この先、豊崎



## 家族が輝き、夢を育む暮らしへ。

緑豊かな健康都市、沖縄県豊見城市に誕生した街「豊崎タウン」。

自然・アクセス・ショッピング・教育・医療が一体となり、

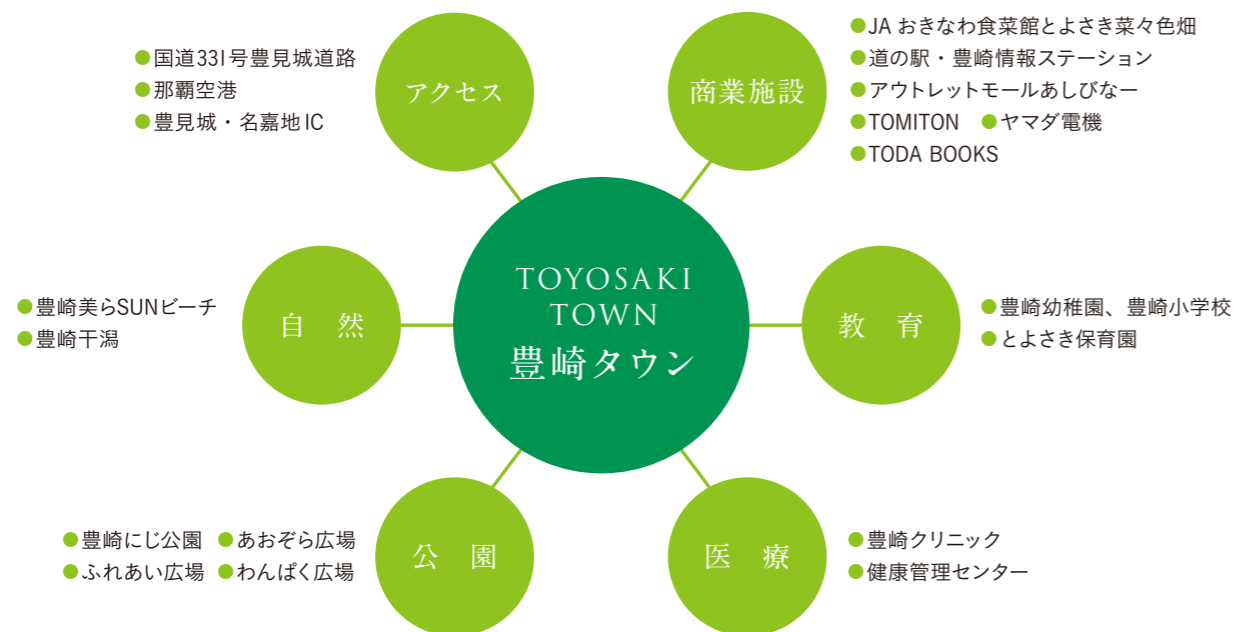
沖縄県内でも注目のニュータウンを形成しています。

「住まう人々の夢を育み、くつろぎと活力に満ちた毎日」。

それが、豊崎タウンが提案する、新しい沖縄の暮らし方。

今なお進化し続けるこの街から、

沖縄の“豊かさ”を享受する、贅沢な日常がはじまります。



先にあるのは  
贅沢な日常。





家族が輝き、夢を育む暮らしへ。沖縄の“豊かさ”を享受する、贅沢な日常が始まります。

LUXURY, DREAM, RICHNESS. WELCOME TO TOYOSAKI TOWN



豊崎美らSUNビーチ



沿道住宅



高層住宅用地



豊崎ライフスタイルセンター TOMITON



沖縄アウトレットモール あしびなー



豊見城市民体育館



豊崎海浜公園



豊崎美らSUNビーチ

## 豊崎美らSUNビーチ

豊崎タウンの大きな魅力のひとつに、沖縄県南部最大級の美らSUNビーチ(全長700m)があります。慶良間諸島が一望でき、特にサンセットビューの美しさは、那覇に隣接した希少なビーチとして多くの人々を魅了しています。また、このビーチを中心に、多目的広場等を備えた「豊崎総合公園」も整備。野外音楽やバーベキューなども楽しむことができる本格的な総合公園です。



## 豊崎にじ公園

緑の芝生が広がる多目的の広場や、遊び心たっぷりの遊具、バスケットコートやテニスコートなど、誰もが楽しめる公園となっており、週末には多くの家族で賑わっています。



## 豊崎の豊かな自然

豊かな生態系を育む豊崎タウンの干潟。ダイサギ・アオサギなどのサギの種類、ハマシギやメダイチドリ、シギ・チドリ類など季節ごとに様々な水鳥を観察することができます。また報得川河口では、キョウジョシギ・ムナグロシロチドリなどが多く見られ、夏には海の上をコアシサシヤベニアジサシが飛び回り、とても賑やかになります。





ゆとりある、質の高い住宅用地。

SERENE & HIGH QUALITY RESIDENTIAL PROPERTIES



優れたアクセスと、住み良い生活環境。

EASY ACCESS TO DOWNTOWN & COMFORTABLE LIVING ENVIRONMENT



① 沖縄県警察運転免許センター



② 道の駅 豊崎



⑧ 豊崎幼稚園・小学校

- ③ アウトレットモールあしびなー
- ④ ヤマダ電機
- ⑤ TODA BOOKS
- ⑥ TOMITON
- ⑦ 豊崎にじ公園

■ 国道 331 号豊見城道路、豊見城・名嘉地 IC の開通により、那覇空港・那覇市街地、北部各域まで全方位へ抜群のアクセスを実現。  
 ■ 県内唯一のアウトレットモールをはじめ、多種多様な専門店が点在し沖縄県内でも有数のショッピングタウンを形成。

## 自然と遊び心溢れる居住空間として



住宅用地の所々に、昔の沖縄を思わせる路地「すーじぐわー」が疑似的に整備され、散歩やコミュニケーションの場として利用できます。



### ■ 住宅用地

面積：約43ha / 人口：約7,000人

豊崎タウンには約7,000人が住む低層住宅用地、中層住宅用地、高層住宅用地、学校用地を確保し、さらに生活基盤施設が整備。

- 低層住宅地  
面積：約22ha / 人口：約3,700人
- 高層住宅地  
面積：約3ha / 人口：約2,300人

- 中層住宅地  
面積：約2ha / 人口：約1,000人

### 近隣公園

- 豊崎にじ公園

### 街区公園

- ふれあい広場
- あおぞら広場
- わんぱく広場

### 学校用地

- 豊崎幼稚園
  - 豊崎小学校
- 中学校の用地を確保します。  
面積：約5ha
- 幼稚園：1園
  - 中学校：1校
  - 小学校：1校

## ウォーキングコース

新しい街ながら、豊かな自然が多くある豊崎タウンには、ビーチや公園の周辺をまわるウォーキングコースがあります。「美らビューコース」「コスモスロードコース」「リュウキュウマツ林コース」の3つのウォーキングコースではそれぞれ違う景色が見られるので、その日の気分でコースを変えて楽しむこともできます。







用地名称・コンセプト	誘致対象機能	ゾーンの概要
<b>■観光関連用地</b> 海（ビーチ・夕陽・マリネジャー）とショッピング・宿泊機能等を活かした多機能型の観光関連エリア	ホテル / 商業施設 開放（見学・体験）型 特産品製造工場 その他観光関連施設	ビーチに隣接する立地を活かし、ホテルや商業施設を集積させる。また、市道 292 号線沿いは、海へ向かう賑わいのある通りを演出する。
<b>■事業所用地</b> 優れた自然環境、良好な交通アクセスが魅力的な事業所エリア	事業所 商業施設 交通拠点機能施設	海と隣接する自然環境、空港、那覇市街地と連結する国道 331 号豊見城道路の利便性を活かした「職」空間を創造する。市街地等からの移転再配置する企業や豊見城市並びに沖縄県の経済・産業振興に大きな寄与をもたらすことが想定できる企業の立地を誘導する。利用者の利便性を高める交通拠点機能施設の誘致を図る。また、市道 292 号線沿いは、海へ向かう賑わいのある通りを演出する。
<b>■製造・物流用地</b> 良好な交通アクセスを活かした豊見城市の「ものづくり」エリア	製造・生産施設 物流施設	那覇空港や那覇港へのアクセスの良さを活かして、製造拠点や物流拠点の整備を図る。事業所用地と同様に市街地等からの移転再配置する企業や豊見城市並びに沖縄県の経済・産業振興に大きな寄与をもたらすことが想定できる企業の立地を誘導する。なお、観光関連用地と接する準工業地域エリアについては、前面の観光関連用地と調和のとれた業種の立地を誘導する。
<b>■商業施設用地</b> 豊崎タウン及び周辺地域のサービス核となるショッピングエリア	商業施設	豊崎タウンの居住者及び立地企業の従業員並びに周辺市町村を商圏とする商業施設の立地を誘導し、魅力のあるショッピング街を創出する。
<b>■住宅用地</b> 調和のとれた街並みと、安全で安心できる閑静な住宅エリア	低層住宅 沿道型住宅 集合住宅 小規模店舗等	周辺環境と調和した良好な住環境を形成し、ゆとりある質の高い住宅用地を提供する。また、住宅地の利便性の確保を図るため、一部小規模店舗等の立地を図る。

**■臨空港産業用地** 面積：約20ha

臨空港産業用地は、空港に隣接した立地条件を活かした観光関連施設のために確保された用地（観光関連用地）であり、ホテル、ショッピングセンター、見学（体験）工場等のための用地です。

**■商業施設用地** 面積：約3ha

豊崎タウンで生活する人々やこのまちを訪れる人々のために、食品スーパーを始めとする物販、飲食、サービス等の機能をもったショッピング街を形成するための用地です。

**■都市開発関連用地** 面積：約40ha

企業の移転及び新規事業のために確保された用地であり、工業系の製造・物流用地と店舗・事業所系の事業所用地です。

**■公園・緑地** 面積：約21ha

住み良い環境を創造するため、総合公園や都市緑地を整備。また、住宅用地の所々に、昔の沖縄を思わせる路地「すーじくわー」が擬似的に整備され、散歩やコミュニケーションの場として利用できます。

国・県の優遇・助成制度

産業高度化地域制度	観光振興地域制度	情報通信産業振興地域制度
<ul style="list-style-type: none"> <li>■投資税額控除制度</li> <li>■特別償却制度</li> <li>■不動産取得税一部課税免除</li> <li>■固定資産税一部課税免除</li> <li>■事業税一部課税免除</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■投資税額控除制度</li> <li>■不動産取得税一部課税免除</li> <li>■事業税一部課税免除</li> <li>■固定資産税一部課税免除</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■投資税額控除制度</li> <li>■固定資産税一部課税免除</li> <li>■事業税・不動産取得税一部課税免除</li> </ul>





## 明日を見据えた街づくり

人と自然とのふれあい。  
沖縄ならではの“豊かさ”に満ちた生活環境を実現。

総面積 160 ヘクタールという壮大なスケールの豊崎タウンは、

住・職・遊・自然環境のすべてがバランスのとれた“21世紀型の街”を実現するために、

街並み形成のためのガイドライン(地区計画)を導入しています。

地区計画とは、バランスをとりながらも個性を感じられるような町並み形成と

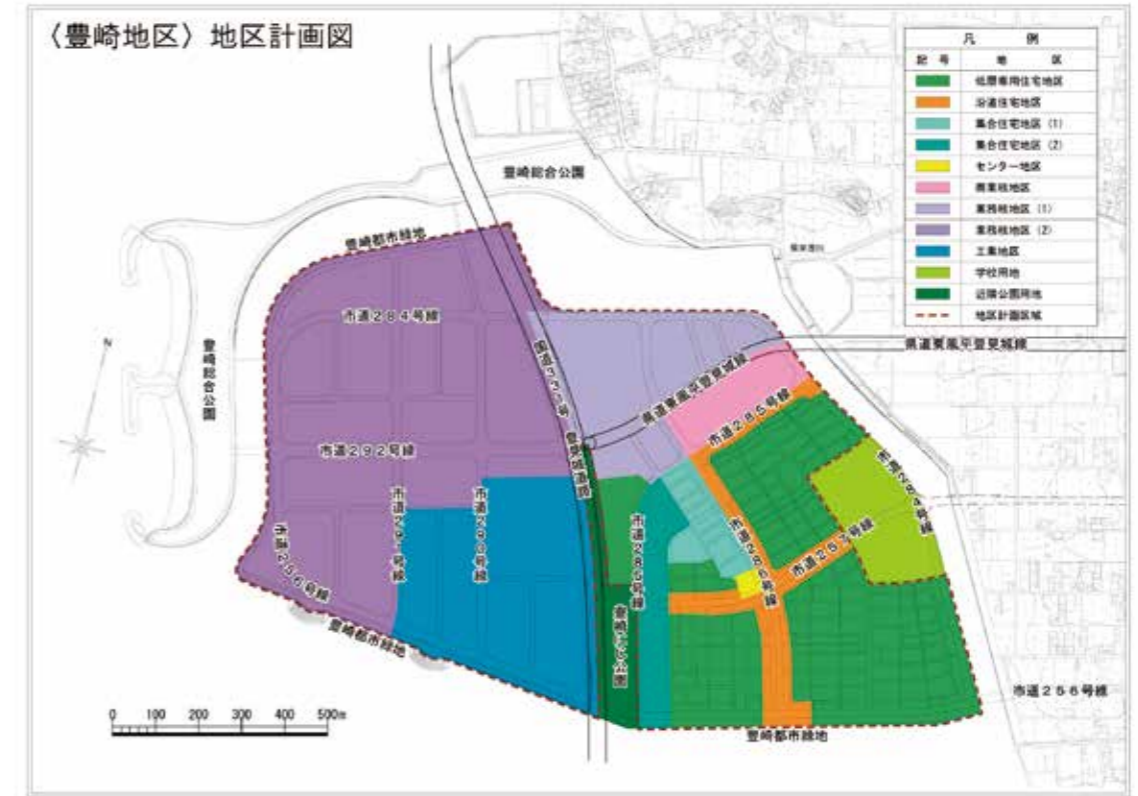
身近な生活空間における良好な環境の形成・保全を図るために、

建物の用途や高さ、容積率、意匠の制限等、街づくりのためのルールとなるものです。

参考図：豊崎地区の用途地域は、以下のとおり都市計画決定しています。



## 豊崎地区 / 地区計画図



## 豊崎地区 / 地区計画

地区計画はその目標等を定めた方針と詳細な計画を定めた地区整備計画からなります。

### 〈区域の整備・開発・保全に関する方針〉

#### 地区計画の目標

商・工業、流通業等の業務機能の発展、並びに健全な商業業務地としての誘導と商業の利便性の向上を図ります。また、敷地の狭小化による建築物の過密化、用途の混在による住環境の悪化などの防止を行うことで、適正かつ合理的な土地利用を図り、沖縄県の気候・風土に配慮した、良好な都市環境を形成・維持することを目標とします。

#### 土地利用の方針

地区を、低層専用住宅地区、沿道住宅地区、集合住宅地区(1)、集合住宅地区(2)、センター地区、商業核地区、業務核地区(1)、業務核地区(2)、工業地区の9地区に細区分し、それぞれの地区の方針に沿った適正な土地利用を誘導するとともに、各種用途の調和のとれた複合市街地の形成を図ります。

#### 低層専用住宅地区

低層の戸建専用住宅を中心とした、良好な住環境の形成を図る地区とします。

### 〈地区整備計画〉

#### 用途の制限

機能的で、快適な環境を維持するため、各地区の土地利用の方針に応じた建築物等の用途の制限を行います。

#### 建築物等の整備の方針

建築物等の用途・建ぺい率・容積率・敷地面積・壁面の位置・高さ・形態意匠・垣、さく・緑化率の制限を行います。

#### 地区施設の整備の方針

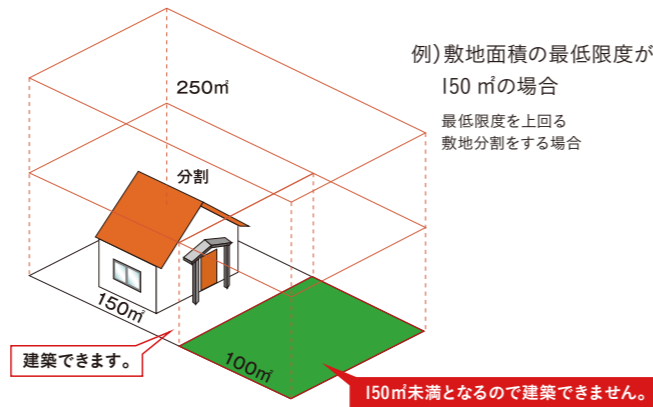
豊見城市地先理立事業に伴い、区画道路、歩行者専用道路等の地区施設が整備されます。このため、本計画においては地区施設のそれぞれの整備目的に従い、その維持・保全に努め、安全で快適な利便性のある都市空間の形成を行います。



敷地面積の最低限度

敷地の細分化を防ぐことにより、ゆとりある住環境の形成、防災上危険な建てづまりを防止し、また、地区にふさわしい建物を誘導する等の観点から、敷地面積の最低限度を定めています。

	低層専用住宅地区
敷地規模の最低限度	150㎡



建ぺい率、容積率の最高限度

建築物の規模を一定限度以下に制限しつつ、敷地内のオープンスペースや日照、通風の確保、また、市街地の過密化を防止することなどにより、ゆとりのある快適な空間を形成するため、建ぺい率及び容積率の制限を行います。

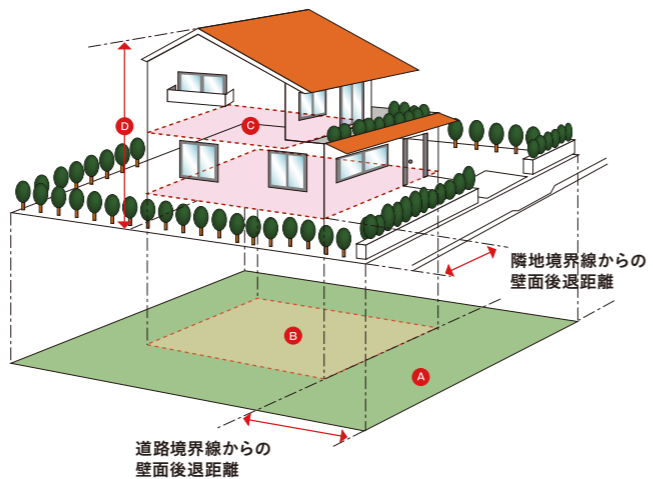
	建ぺい率	容積率
低層専用住宅地区	5/10	10/10

●運用基準

建築基準法第53条第3項第2号の規定に基づく、沖縄県建築基準法施行細則第22条に規定する建ぺい率の緩和を適用します(角地等の指定)。この場合、3m以下の緑道は道路と見なさないで留意して下さい。



建ぺい率=B/A 容積率=各階床面積の合計/A



壁面の位置の制限

道路等の公共の場所に接する境界線から建築物等の壁面を後退させることにより、道路等の機能を高めるとともに、隣地境界線からも壁面を後退させることにより通風や採光などを確保し、ゆとりのある空間をつくり出すため、壁面の位置の制限を行います。

	道路境界線	隣地境界線
低層専用住宅地区	1.0m	1.0m

●運用基準

低層専用住宅地区及び沿道住宅地区の外壁等の距離の最低限度に満たない部分について、建築物の外壁又はこれに代わる柱の外面の長さの合計が3m以下であるものについては壁面後退の制限を緩和します。  
※上記事項については、敷地面積が50坪以下、もしくは、敷地形状が極めて不整形で、やむを得ない場合に適用されます。

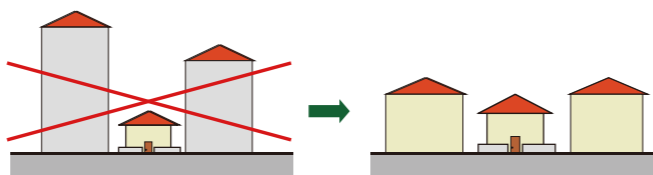
建築物等の高さの制限

統一感のある街並み形成や通風、採光の確保、隣家とのプライバシー保護などの住環境上の観点から、高さの制限を行います。

	最高限度	最低限度
低層専用住宅地区	10m	—

●運用基準

低層専用住宅地区及び沿道住宅地区においては、建築基準法上の第1種低層住居専用地域の規制である道路斜線、北側斜線及び日影規制を適用します。(建築基準法第56条、第56条の2)

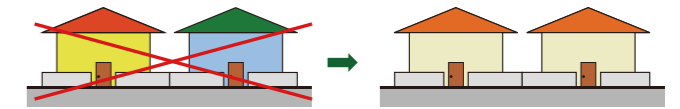


建築物等の形態又は意匠の制限

1. 外壁等の制限

周辺の建築物との統一性や連続性の観点から、建築物の色彩の制限を行います。

■住居系地区：建築物の外壁等の色彩は原色を避け、淡い色のものとします。



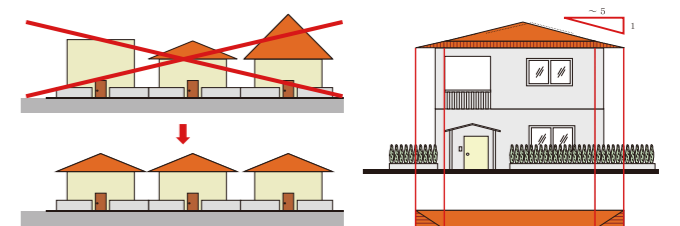
●運用基準

住居系地区において、外壁に用いる色彩は、明度8以上、彩度2以下とします。

2. 屋根の制限

景観上統一感のある街並みをつくり出すため、建築物の屋根は勾配を設けるものとします。

■住居系地区：屋根の勾配は1/5以上とし、勾配部分の面積は建築面積の1/3以上とします。



●運用基準

勾配屋根は、20%(5:1)以上の勾配で、勾配部分の面積は建築面積の1/3以上とします。アーチ型やかまぼこ型でも20%以上の勾配の部分の面積を建築面積の1/3以上とします。

勾配屋根の面積  
勾配屋根の面積/建築面積=1/3以上

3. 広告等の制限

広告等の工作物は必要以上に大きく、また華美になりがちであるとともに、無秩序に乱立した場合には、景観を阻害する要因となるものです。従って、広告等の設置に当たっては、周辺の景観に調和するよう、規模、形態等に配慮し、秩序あるものにする必要があります。

低層専用住宅地区

自己の用に供する広告、看板類で次の各号の一に該当するものは建築物に表示又は独立して建造、設置してはいけません。

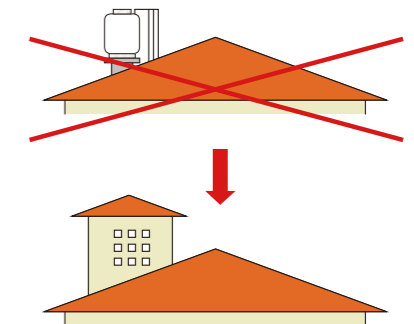
- (1) 一辺の寸法が1.2mを超えるもの
- (2) 建築物の壁面から突出するもの
- (3) 表示面積が1㎡を超えるもの
- (4) 刺激的な色彩又は装飾を用いることなどにより、美観、風致を損なうもの

4. その他の制限

1 設備

外壁又は屋根に設ける設備は、景観上目立つ存在であるため、取り扱いには重要であり、建築物と一体となった意匠・デザインに配慮するものとします。

・外壁又は屋上に設ける設備は、建築物本体及び周辺景観との調和に配慮し、目立たないように遮へいするものとします。(全地区)



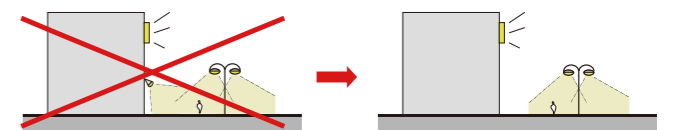
●運用基準

・屋上に設ける設備は、遮へいするものとします。  
・道路に面する外壁に設備類を設けてはいけません。この場合道路側から見える面の合計が1㎡以下のものについてはこの限りではありません。  
1㎡を超えるものは遮へいするものとします。

2 照明

屋外照明は、安全な生活環境の形成や夜間時の利便性の向上という機能を有するとともに、夜間景観の演出等にも寄与するものです。従って、建築物の立地する場所、地域の状況等を考慮して安全性や美観に配慮し、また、過剰な光量とならないように配慮したものとします。

・屋外照明は、安全性や美観性に配慮し、また、過剰な光量とならないように配慮したものとします。

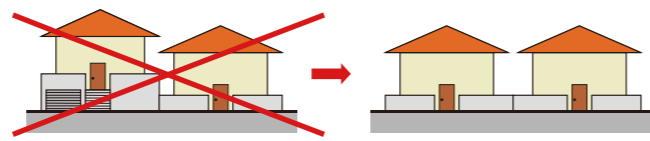


3 敷地地盤面

盛土による地盤高の不統一を防ぎ、擁壁や高い塀を抑制するため、法定地盤面(歩道面)から敷地内の地盤の高さの基準を定めます。  
 ・敷地の地盤高は、接する道路の高さ(歩道面)より0.5mを超えてはいけません。(全地区)

●運用基準

地形の関係でやむを得ない場合は、この限りではありません。(道路2面に面する土地については、低い方の道路から高さ0.5mを限度としますが、高い道路への排水ができる程度までその地盤の高さを緩和することができます)



4 庇等の位置の制限

道路境界線及び隣地境界線から建築物の庇を後退させることにより日照の確保、景観の形成など良好な環境をつくり出すため、庇の位置の制限を行う必要があります。

	道路境界線	隣地境界線
低層専用住宅地区	0.5m	0.5m

垣又はさくの構造の制限

垣又はさくに関しては、緑豊かで開放的な空間を創出するといった住環境上の観点や、災害時のブロック塀等の倒壊を防ぐなどの防災上の観点から、できるだけ生垣を用いるものとし、かつ道路に面する部分には植栽帯を設け、植栽を施すなどの工夫をして下さい。さらに、さくを設ける場合でも歩道面より60cm以上についてはネットフェンス等の透視可能な構造とすることにより圧迫感を抑える必要があります。

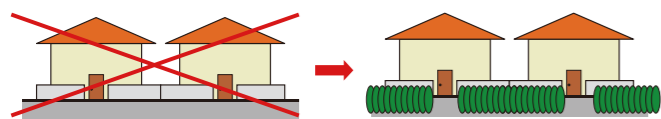
■全地区

垣又はさくを設ける場合(門を除く)は、次の各号のいずれかに適合しなければなりません。但し、地形の関係等その他やむを得ない場合にはこの限りではありません。

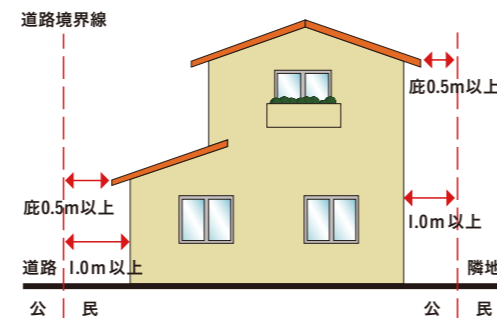
- 1) 道路等境界線側に垣又はさくを設ける場合は、次の構造によるものとします。
  - ア) 道路面(歩道面)より高さ60cm以下の植栽柵等を設け、これに植栽又は生垣を施したもの
  - イ) ア)に加えフェンス等透視可能なものを設置したもので、その高さを道路面(歩道面)から1.5m以下としたもの
  - ウ) 生垣
- 2) 隣地境界線側に垣又はさくを設ける場合は、次の構造によるものとします。
  - ア) 上記の1)に掲げるもの
  - イ) 道路面(歩道面)から60cm以下のブロック又はコンクリート等にフェンス等透視可能なものを設置したもので、高さを道路面(歩道面)から1.5m以下としたもの

●運用基準

敷地に面する道路(2以上の道路に接する場合を含む)に高低差があり、地盤面の高さの緩和を受ける場合、その緩和の分だけ垣又はさくの高さを緩和することができます。



■壁面後退図及び垣又はさくの構造制限図



届出とは

地区計画は、個々の開発や建築行為を規制・誘導することで実現されます。そこで、この区域内では[届出]の必要な行為を定め、事前に届出書を提出していただき、届出された計画が地区計画の内容に沿っているかを審査するものです。

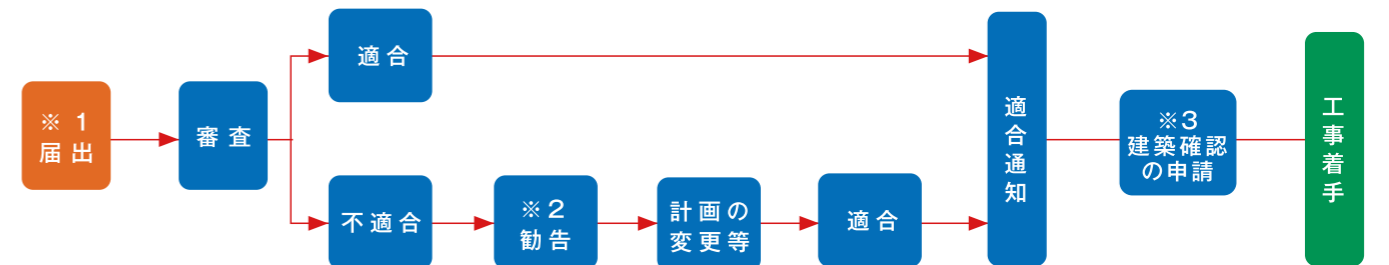
届出の必要な行為

- 地区計画の区域内で届出の必要な行為は、次のような場合です。
- (1) 土地の区画形質を変更する場合
  - (2) 建築物の建築や工作物を建設する場合
  - (3) 建築物の用途変更を行う場合
  - (4) 建築物等の形態または意匠を変更する場合

届出の必要な添付書類

	書類・図面	縮尺	備考
1	届出書	—	都市計画課に準備してあります。
2	位置図	—	行為を行う土地の区域、ならびに区域周辺の公共施設を表示する図面(見取り図、案内図)
3	配置図	1/100以上 1/200以上でも可	敷地内における建築物または工作物の位置を表示する図面
4	求積図	1/50以上 1/100以上でも可	建築確認に使用する図面と同様なもの
5	外構図	同上	垣やさくおよび門、擁壁等の配置、寸法、構造を示した図面。また、地盤面、道路面、隣地等の高さ関係を示した図面
6	平面図	同上	壁面(外面)線の位置を表示したもので、建築物にあつては各階
7	立面図	同上	立面は四面。商業核・業務核(1)(2)・工業地区以外は屋根の勾配、外壁・屋根の色彩を表示したもの
8	断面図	同上	2面以上の断面で、道路・敷地・隣地・さく等の高さを表示
9	その他、必要と認める書類・図面		造成計画図、または登記簿および公図の写し、委任状等

届出から工事着手まで



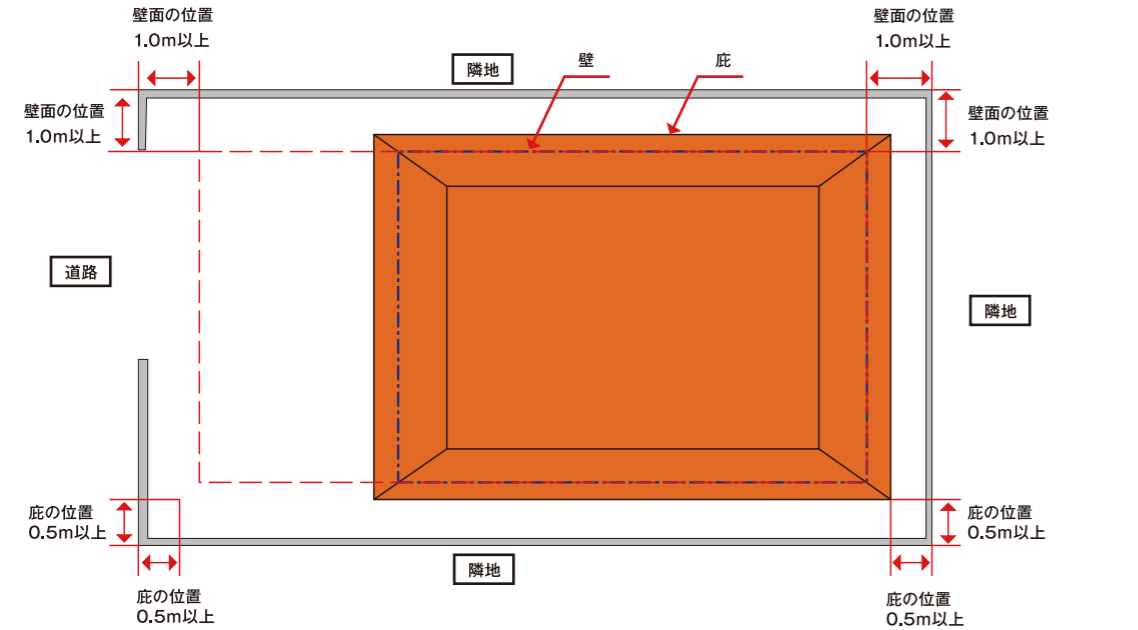
- ※1. 建築確認申請の前で、かつ工事着手の30日前までに届出をします。(A4サイズで2部提出)  
 また、届出に係る事項を変更する場合も、変更に係る行為の着手30日前までに変更届をします。  
 ※2. 届出された計画が地区計画の内容にそぐわない場合、変更するように勧告が行われます。  
 ※3. 建築確認申請が必要な場合に行います。

お問い合わせ

豊見城市役所 都市計画部 都市計画課 TEL. 098-850-5332

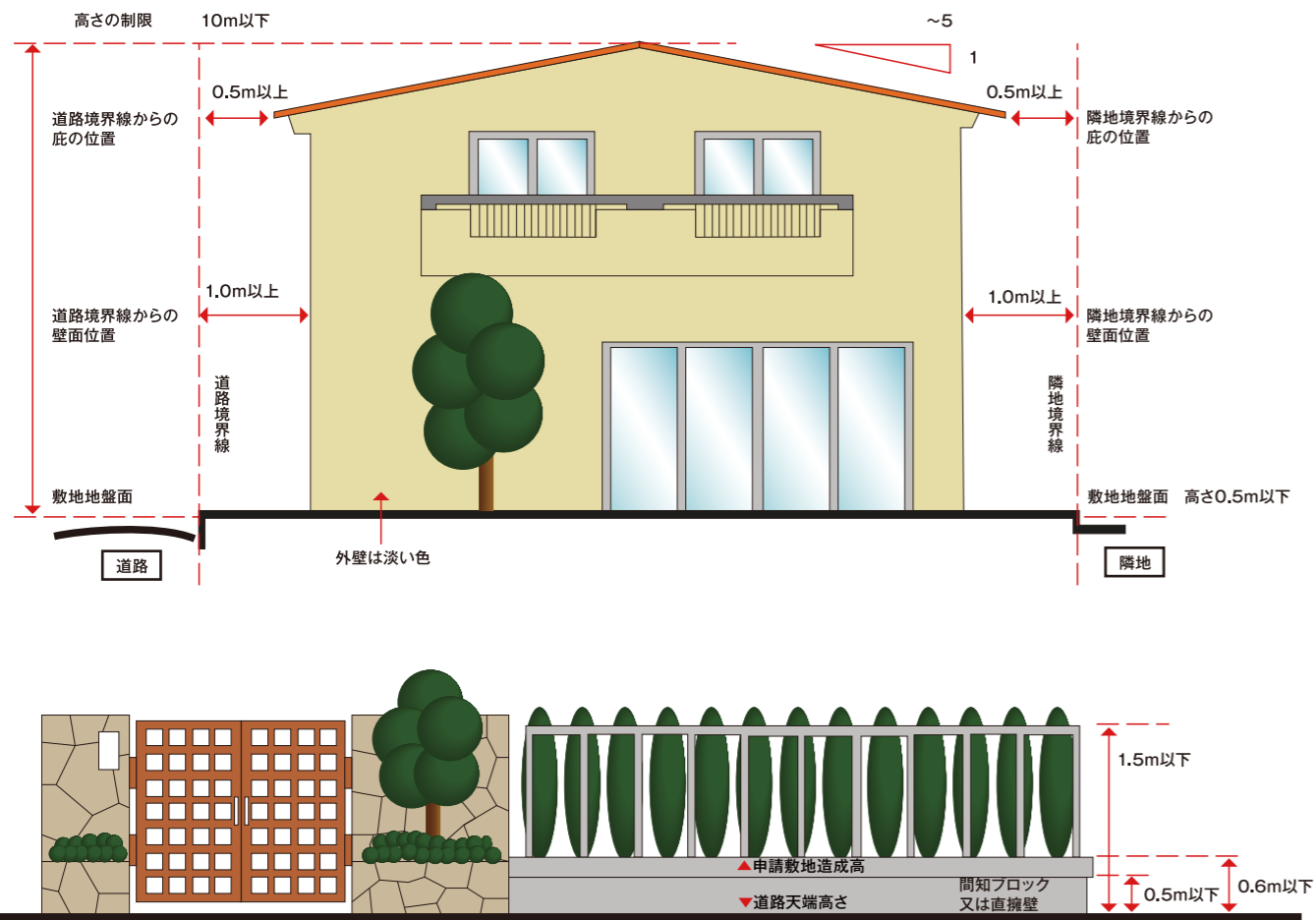


(建ぺい率:50%、敷地面積の最低限度:150㎡)



建ぺい率による建築可能面積:  $150\text{m}^2 \times 50\% = 75\text{m}^2$  (約22坪)  
 壁面後退による建築可能面積: 敷地を  $15\text{m} \times 10\text{m} = 150\text{m}^2$  で計算すると、 $13\text{m} \times 8\text{m} = 104\text{m}^2$  (約31坪)  
 ※建ぺい率による建築可能面積 < 壁面後退による建築可能面積

— 壁面後退による建築可能線  
 - - - 建ぺい率による建築可能線



地区の区分	地区の名称(用途地域)	低層専用住宅地区(第1種低層、第1種住居)
	面積約130.1ha(豊崎地区全体)	約30.7ha
建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物以外の建築物を建築又は用途利用してはならない。 ①戸建専用住宅、2戸の住宅又は2戸の共同住宅 ②兼用住宅で次の用途を兼ねるもののうち、当該用途に供する部分が延べ面積の1/2以下、かつ、50㎡以下であるもの ①学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設(ピアノ教室、舞踊教室、武道塾等を除く。) ③幼稚園、保育所、託児所 ④児童館(600㎡以下に限る。)、図書館 ⑤地区集会所 ⑥自動車庫(2階以上にあるものを除く。)、又は倉庫で上記に付属するもの(50㎡を超えるものを除く。) ⑦建築基準法施行令第130条の4の3~5号に掲げる建築物 ⑧公衆電話所 ⑨診療所	
建築物の容積率の最高限度	10/10	
建築物の建ぺい率の最高限度	5/10	
建築物の敷地面積の最低限度	150㎡	
壁面の位置の制限	道路等(3m以下の緑道除く。以下同じ)境界線及び隣地境界線から建築物の外壁またはこれに代わる柱及び出窓の外面までの距離の最低限度は以下の通りとする。 ・道路等境界線...1.0m ・隣地境界線...1.0m ※但し、開放された簡易な構造の車庫は除く。	
建築物等の高さ最高限度及び最低限度	最高限度...10m さらに、建築基準法第56条及び56条の2に係る高さで第1種低層住居専用地域にかかる規制を適用する。	
建築物等の形態または意匠の制限	1. 外壁等の制限及び屋根の制限 外壁及び屋根については次の各号に適合しなければならない。 ①建築物の外壁等の色彩は原色を避け、淡い色のものとする。 ②建築物の最上階の屋根は勾配屋根とし、勾配は1/5以上とする。 ③勾配部分の面積は建築面積の1/3以上とする。 ④屋根の勾配部分の色彩は茶系統(煉瓦色)とする。 2. 広告等の制限 自己の用に供する広告、看板類で次の各号の一に該当するものは建築物に表示又は独立して建造、設置してはならない。 ①一辺の寸法が1.2mを超えるもの ②建築物の壁面から突出するもの ③表示面積が1㎡を超えるもの ④刺激的な色彩又は装飾を用いることなどにより、美観、風致を損なうもの 3. その他の制限 ①外壁又は屋根に設ける設備は、建築物本体及び周辺環境との調和に配慮し、目立たないよう遮へいするものとする。 ②屋外階段、ベランダ等を設ける場合は、繁雑にならないよう建築物本体との調和を図るものとする。 ③敷地の地盤高は、接する道路の高さ(歩道面)より0.5mを超えてはならない。但し、地形の関係でやむを得ない場合はこの限りでない。 4. 道路等境界線及び隣地境界線から建築物の庇等(屋外階段、ベランダを含む)までの距離の最低限度は以下の通りとする。 ・道路等境界線...0.5m ・隣地境界線...0.5m	
垣又はさくの構造の制限	垣又はさくを設ける場合(門を除く)は、次の各号のいずれか適合しなければならない。但し、地形の関係でやむを得ない部分についてはこの限りでない。 ①道路等境界線側に垣又はさくを設ける場合は次の構造によるものとする。 ア) 道路面(歩道面)より高さ60cm以下の植栽樹等を設け、これに植栽又は生垣を施したもののイ)ア)に加えフェンス等透視可能なものを設置したもので、その高さを道路面(歩道面)から1.5m以下としたものウ)生垣 ②隣地境界線側に垣又はさくを設ける場合は次の構造によるものとする。 ア) 上記の①に掲げるもの イ) 道路面(歩道面)から60cm以下のブロック又はコンクリート等にフェンス等透視可能なものを設置したもので、高さを道路面(歩道面)から1.5m以下としたもの	
備考	①その他の計画の執行に関し必要な事項は運用基準に定める。 ②建築物等に関する事項について、豊見城市長が公共上または公益上必要と認めたものについてはこの限りでない。	

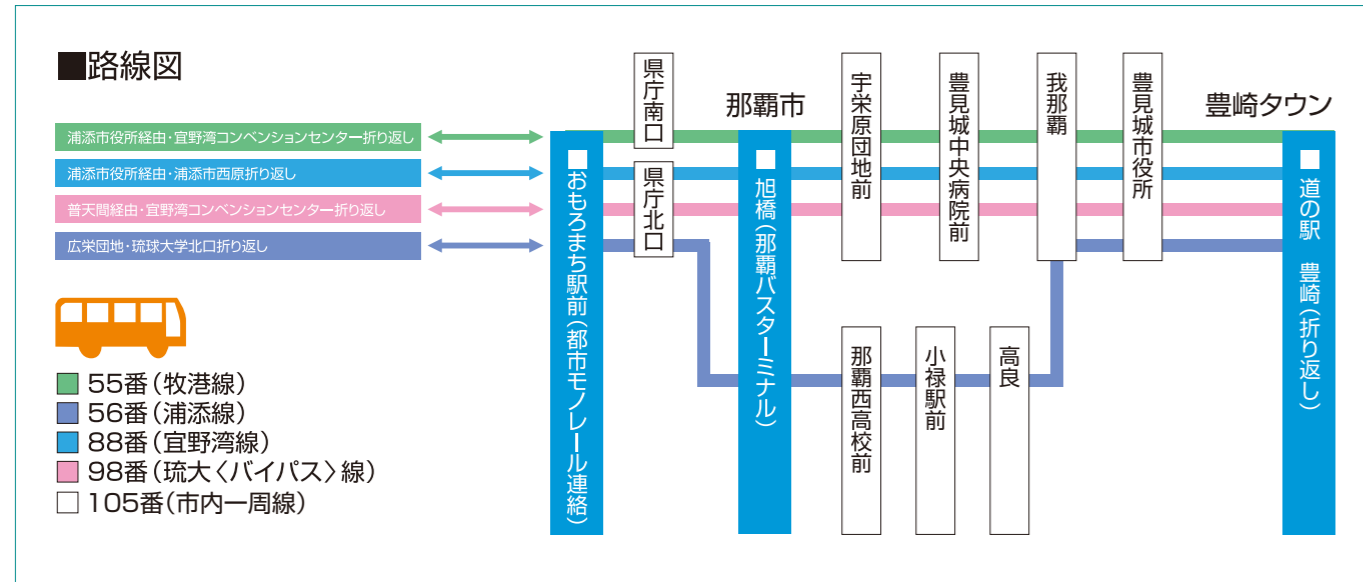
建築物等に関する事項  
 地区整備計画



# バス路線図

## 都市機能公共交通機関アクセス

豊崎タウン内から豊見城・那覇・浦添他、各地に広がる交通網。



## 豊見城市地先開発事業

TOMIGUSUKU TOWN DEVELOPMENT

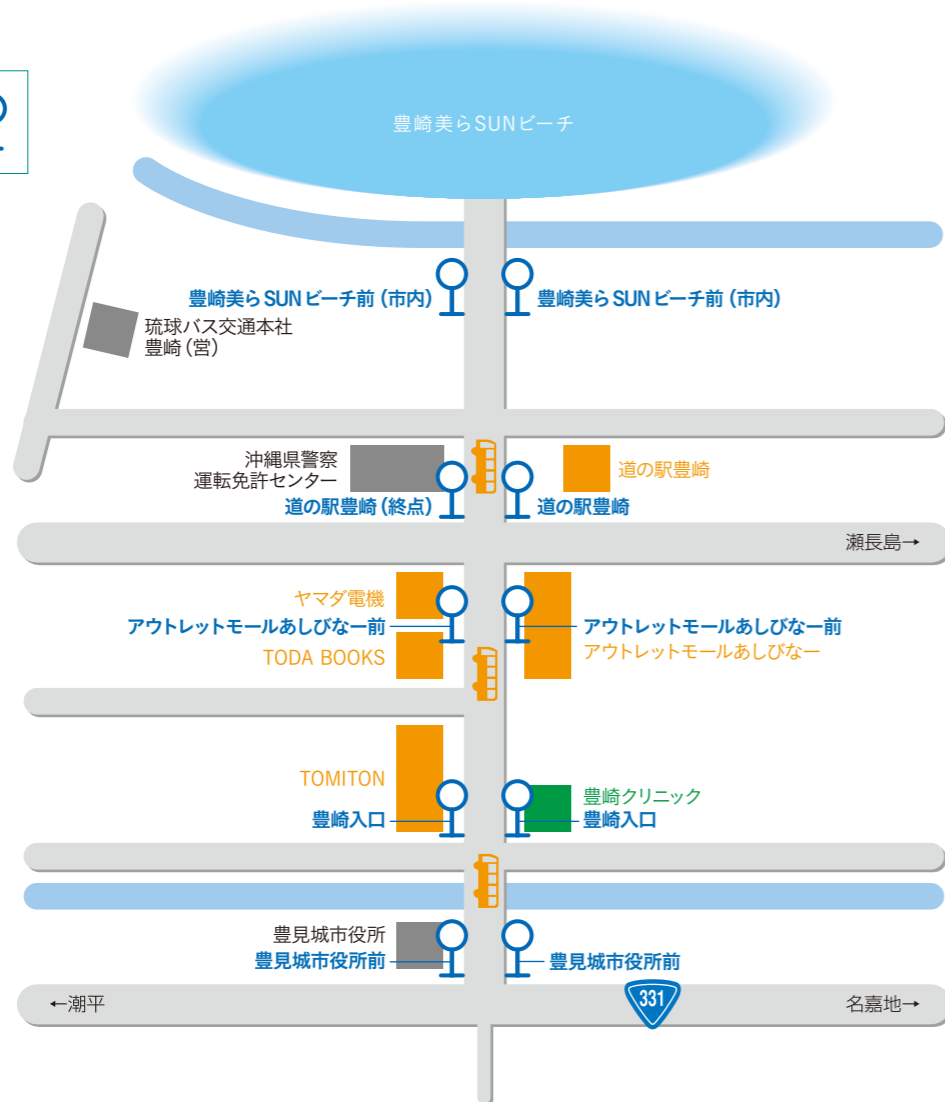
### 目的

1. 臨空港型産業用地の確保による本県の産業振興
2. 住宅用地の確保による中南部都市圏の拡大と都市開発の促進
3. 事務所等の移転用地の確保による豊見城市市街地の整備促進
4. 国道 331 号バイパス用地の確保による南部地域の交通渋滞の解消

### 経緯

- |          |   |
|----------|---|
| 平成元年8月   | 沖縄県と豊見城村は「豊見城村地先開発基本計画」を策定する。             |
| 平成4年3月   | 沖縄県開発委員会において、「豊見城村地先開発基本計画」(見直し案)を承認する。   |
| 平成9年7月   | 沖縄県知事は沖縄県土地開発公社理事長へ埋立免許を交付する。             |
| 平成9年8月   | 埋立第I区域・第II区域の工事に着手する。                     |
| 平成12年5月  | 沖縄県知事は公有水面埋立法に基づき埋立第I区域(約80ha)の竣功を認可する。   |
| 平成12年8月  | 埋立第III区域の工事に着手する。                         |
| 平成13年2月  | 公有水面埋立法に基づく用途変更許可を受ける。                    |
| 平成13年3月  | 第I区域分譲開始。                                 |
| 平成14年2月  | 都市計画法に基づく第I区域用途地域指定。                      |
| 平成14年4月  | 豊見城村が豊見城市へ昇格する。                           |
| 平成14年4月  | 公有水面埋立法に基づく用途変更許可を受ける。                    |
| 平成14年9月  | 沖縄県知事は公有水面埋立法に基づき埋立第II区域(約60ha)の竣功を認可する。  |
| 平成15年10月 | 都市計画法に基づく第II区域用途地域指定、第I区域用途地域変更。          |
| 平成16年5月  | 沖縄県知事は公有水面埋立法に基づき埋立第III区域(約20ha)の竣功を認可する。 |
| 平成17年1月  | 第II区域分譲開始。                                |
| 平成17年12月 | 公有水面埋立法に基づく用途変更許可を受ける。                    |
| 平成18年3月  | 都市計画法に基づく第II区域用途地域変更。                     |
| 平成19年3月  | 一般国道331号豊見城道路全線開通(暫定2車線)。                 |
| 平成20年12月 | 道の駅 豊崎オープン。                               |
| 平成22年5月  | 豊崎美らSUNビーチオープン。                           |
| 平成23年1月  | 沖縄県警察運転免許センター業務開始。                        |
| 平成24年3月  | 一般国道331号糸満道路全線開通(暫定2車線)。                  |
| 平成24年4月  | 豊崎小学校・幼稚園開校。                              |

## 豊崎タウン内バス停







### 豊崎タウンの位置

豊崎タウンは豊見城市の西海岸に位置し、北に那覇空港、那覇港、南は糸満工業団地に隣接しています。

### 交通アクセス

道路／現国道331号まで約1.5km  
 豊見城・名嘉地I.Cまで約2.5km  
 空港／那覇空港まで約5.5km  
 港湾／那覇港まで約6km  
 モノレール／赤嶺駅まで約4.5km  
 バス停／アウトレットモール前



### お問い合わせ

#### 豊見城市役所

都市計画部 振興開発課  
 都市計画部 都市計画課  
 企画部 商工観光課

TEL.098-850-0096  
 TEL.098-850-5332  
 TEL.098-850-5876

FAX.098-850-6323  
 FAX.098-850-6323  
 FAX.098-850-5343

〒901-0223 沖縄県豊見城市字翁長854番地の1

#### 沖縄県土地開発公社

豊崎タウン販売事務所

TEL.098-917-2618

FAX.098-917-2619

〒900-0029 沖縄県那覇市旭町114-7